

12. 個人情報保護と学術研究

ようやく「個人情報の保護に関する法律」が、国会で審議される見通しとなり、法案の全文がつい先頃公開された。この法律は、情報通信技術の急速な発達がこれまでになかったプライバシーの侵害を引き起こす可能性があるという危機意識に基づくものであるが、実際は EU をはじめとする外圧がきっかけとなっていることはあまり知られていない。

つまり、1980 年に出された「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する OECD 理事会勧告」（いわゆる「OECD8 原則」）を受けた 1995 年の「個人データの処理に関する個人の保護および当該データの自由な移動に関する欧州議会および理事会指令」が、個人情報に関する十分なレベルの保護措置をとっていない国へのデータ転送を禁止したために、電子商取引関係での障害を懸念した政府が重い腰をあげたというのが真相である。

きっかけはどうあれ、できあがった法案は、「情報通信技術（IT）戦略本部」の「個人情報保護法制化専門委員会」などで十分な議論を経たものだけに、やや拙速気味であった他の情報関係の法律に比べて周到な内容のものとなっているとあってよいだろう。しかし、審議の過程で中間報告や大綱が公開された段階で、さまざまな領域から「自分のところは適用除外にしてくれ」という要望が出されてもいる。最もめだったのは、新聞や放送などのマスコミからの反発であった。これについては、自分たちのメディアをフル活用した形で反対運動を行ったために、目にされた方も多いかと思う。反対の理由は、取材する側にもされる側にも法律違反を懸念するあまりの萎縮効果が発生し、報道の自由が制限されることになるということや、個人情報の取得方法の適正性を証明することと取材源の秘匿という報道の原則とが齟齬をきたしかねないということである。これを受けて、法案では報道関係の事業者については義務規定の適用を除外するという歩み寄りがなされた。

報道関係以外でいち早く懸念を表明したのは医学界である。とくに、居住地、職業、食物の嗜好などのありとあらゆる個人情報をデータとして使用する疫学や公衆衛生学からは、学問の専門的特殊性を根拠にした意見書がいくつか提出されている。たとえば、疫学上の危険因子（喫煙や飲酒など）と特定の疾病の罹患との関係が長期の時間を経るために、取得された個人情報の利用は情報取得段階で想定される単一の目的に限定されえないということや、個人情報の取得に関する同意を厳格に考えすぎ、同意を得られた者だけを調査対象とするならば、観察対象に偏りが発生しかねないという理由があげられている。実際、先にふれた EU 指令でも医学研究には特別の配慮が行われており、今回の法案でも「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成」に関する場合における本人同意の原則の適用除外が盛り込まれている。

たしかに個々の領域にはそれぞれの事情があり、公益という観点からも個人情報の保護と報道や学問の自由とのバランスが必要であることも理解できる。しかし、自分の領域がもっていた既得権の擁護のために「自由」を主張し、法の全面的適用除外を主張するだけならば、この画期的な法律をまったくのザル法にしてしまうだろう。必要なのは、これまで個人情報というものがいかに「保護」されてこなかったかということへの反省である。報道の自由や学問の自由の名を借りたプライバシー侵害は数多くある。それについての徹底した反省を抜きにした反対論は、身勝手な既得権益の主張だと言われても仕方がないであろう。

法による包括的規制は必要最小限にとどめ、あとは個々の領域における自助努力にまかせるべきであるという見解がある。基本的にはそうした発想に賛成なのだが、そのためには、まずその自助努力とやらを誰にもわかる形で公開し、その実効性を確認した上で国家による全体的規制に反対すべきであろう。幸い、(多くの点で不十分ではあるものの) 報道も医学も、独自の倫理委員会を設立し、ガイドライン等の制定を行い始めている。たとえば、ヒトゲノム、遺伝子研究においては、個人の権利の保障が科学的、社会的利益に優先することが宣言され、具体的にも、以前に触れた「連結不可能匿名化」という手法が義務づけられている。それに比べて、同じく個人情報情報を社会調査などの方法によって取り扱う人文科学、社会科学の領域では、個人情報情報の取り扱いに関する倫理規定も、実際に個人情報情報を保護するための手続きも整備されているとは言い難い。一部の社会学者のなかには、動きに乗り遅れまいとしてか、学术研究全体を「適用除外」にせよと主張することによって自分のこれまでの研究スタイルを維持しようと図る者もいる。「適用除外」をうけてから泥縄式に自主規制を始めるのではなく、過去の研究スタイルへの反省に基づいた実効性のある個人情報保護基盤の構築こそが先に行われるべきであろう。

(2001年5月号)